

第5回国立研究開発法人審議会

議事録

○日時 令和5年7月6日（木）15：00～16：00

○場所 Web会議

○出席者

市川委員、一條委員、金倉委員、神崎委員、庄子委員、鈴木委員
土岐委員、中野委員、根岸委員、福崎委員、藤川委員、前村委員

○議題

1. 審議事項

会長の選出及び会長代理の指名について

2. 報告事項

(1) 国立研究開発法人審議会の役割について

(2) 国立健康危機管理研究機構について

3. その他

その他

○伯野厚生科学課長 それでは、ただいまから第5回「厚生労働省国立研究開発法人審議会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は大臣官房厚生科学課長の伯野でございます。どうぞよろしく願いいたします。会長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます。

まず、今回より御参加いただくことになった委員の方々を五十音順で御紹介させていただきます。

日本女子大学家政学部食物学科教授であった丸山委員が御退任され、後任としまして、静岡県立大学食品栄養科学部教授の市川委員が御着任されました。

市川委員、一言お願いいたします。

○市川委員 ただいま御紹介いただきました、静岡県立大学の食品栄養科学部の市川と申します。実践栄養学をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○伯野厚生科学課長 ありがとうございます。

続きまして、愛知医科大学理事長であり、本審議会の審議会長も務めていただきました祖父江委員が御退任され、後任としまして、杏林大学医学部高齢医学教授の神崎委員が御着任されました。

神崎委員、一言お願いいたします。

○神崎委員 御紹介いただきました杏林大学の神崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○伯野厚生科学課長 ありがとうございます。

続きまして、公認会計士でありました清水委員が御退任され、後任としまして、理化学研究所監事兼公認会計士の鈴木委員が御着任されました。

一言お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○伯野厚生科学課長 ありがとうございます。

最後に、日本女子体育大学特任教授でございます定本委員が御退任され、後任としまして、中京大学スポーツ科学部教授の福崎委員が御着任されました。

一言お願いいたします。

○福崎委員 中京大学の福崎です。よろしくお願いいたします。

○伯野厚生科学課長 ありがとうございます。

そのほか、10名の委員の方々におかれましては継続でお願いしておりまして、合計14名の委員にて御所属いただいております。恐縮ですが、詳細は資料1にて省略をさせていただきます。

また、本日は花井委員、深見委員から御欠席、藤川委員から途中参加の御連絡をいただいております。

このため、現時点で11名の委員に御出席いただいておりますので、本日の審議会は、厚生労働省国立研究開発法人審議会令第6条第2号に照らしまして、有効に成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、議事に入る前に、大臣官房危機管理・医務技術総括審議官の浅沼から御挨拶を申し上げます。

○浅沼大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 本日、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省の浅沼でございます。

本審議会は、厚生労働省が所管いたします国立研究開発法人につきまして、独法通則法に基づき、大臣が中長期目標の指示や業務実績評価を行うに当たりまして御意見を聞くために設置された審議会でございます。

委員の皆様方におかれましては、今後、各評価部会に分かれていただき、法人の年度評価などについて御審議をいただくこととなります。御審議に当たりましては、国立研究開発法人の第一の目的でございます「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるように、御専門のお立場から御意見をいただければと考えております。

簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○伯野厚生科学課長 それでは、議事に入らせていただきます。審議事項は「会長の選出及び会長代理の指名について」でございます。

選出いただくに当たりまして、本審議会の規程等について簡単に御説明をさせていただきます。

参考資料1を御覧いただければと思います。

1ページ目でございますが、本審議会の構成でございます。

第1条の規定により、本審議会は20名以内の委員により組織され、第3条の規定により任期は2年となります。また、第4条の規定によりまして、会長は委員の中から選挙により選出することとなり、会長に事故がある場合は、あらかじめ指名する者がその職務を代行することとなります。

議題1は、この第4条に基づき会長の選任と会長代理の指名をお願いしたいと考えております。候補者の選出の方法については委員の互選という形になっておりますが、御推薦をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

○金倉委員 金倉です。

高度専門医療研究評価部会長代理を務められておりまして、それから、大阪大学医学部の附属病院の病院長経験もある土岐委員を推薦したいと思っております。

○伯野厚生科学課長 ただいま、土岐委員を推薦するお声ございましたが、いかがでござ

ざいましょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○伯野厚生科学課長 それでは、御異議ございませんので、土岐委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。

以降の議事運営につきましては、土岐会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○土岐会長 ただいま金倉委員の推薦により会長の大役を仰せつかりました、大阪大学の土岐でございます。

祖父江先生のようにうまくまとめられるかどうか自信がございませんけれども、全力で尽くしてまいりたいと思います。委員の皆様の御協力をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、早速議事を進めてまいりたいと思います。

先ほどの事務局の説明のとおり、参考資料1の第4条第3項に「会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されております。

この会長代理についてでございますが、以前よりこの職務に当たっておられます金倉委員に引き続きお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○土岐会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項(1)「国立研究開発法人審議会の役割について」でございます。

事務局から資料の説明をよろしく申し上げます。

○事務局 事務局でございます。

国立研究開発法人審議会の役割について御説明させていただきます。

資料2の1ページ目を御覧ください。

国立研究開発法人制度についてでございます。独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないものでありますけれども、民間に委ねると実施されないおそれのあるものなどを実施することとされております。

なお、平成27年4月から独法制度が改正されまして、独立行政法人のうち、研究開発を行う法人については、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性を踏まえ、新たに国立研究開発法人として位置づけられました。

この国立研究開発法人は、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられることとなりました。

一番下の点線で囲まれた部分を御覧ください。

独立行政法人は、その目的に応じて中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人の3つとして区分されることとなっております。

中期目標管理法人につきましては、厚生労働省で言いますと国立病院機構、福祉医療機

構、医薬品医療総合機構などが該当いたします。また、国立研究開発法人は、国立がん研究センターなどの6NCと医薬基盤・健康・栄養研究所が該当いたします。なお、行政執行法人につきましては、厚生労働省では所管してございませんが、国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷所などが該当施設となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

こちらは独立行政法人の評価制度の改正に関する資料でございます。

左側の旧制度を御覧いただきますと、厚生労働省独立行政法人評価委員会が評価の実施主体となり、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見、勧告を踏まえ、評価を実施し、評価の決定を行うこととしておりました。

右側を御覧いただきますと、平成27年4月から評価主体が厚生労働省独立行政法人評価委員会から厚生労働大臣へ変更されました。また、新たに厚生労働省国立研究開発法人審議会、本審議会がございます、が設けられ、科学的専門性・多様性の観点から御助言をいただいているところでございます。

3ページを御覧ください。

こちらは国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較になります。御覧のとおりでございますが、新制度となり、独立行政法人から国立研究開発法人となったことで、目的については「効率的かつ効果的に」から「研究開発の最大限の成果を確保すること」となり、目標期間も5年から7年に延長され、研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期目標を設定するという形になってございます。

4ページを御覧ください。

こちらは厚生労働省所管独立行政法人評価に係る外部有識者の知見の活用ということで、中期目標管理法として区分されている法人のうち、国立病院機構等の9法人につきましては、独立行政法人評価に関する有識者会議から、年金積立金管理運用独立行政法人につきましては、社会保障審議会資金運用部会から意見聴取が行われております。また、国立研究開発法人として区分されている医薬基盤・健康・栄養研究所及びがんセンターなど国立高度専門医療研究センター6法人につきましては、本審議会から御意見をいただいているところとなっております。

5ページ目を御覧ください。

こちらは中長期目標の策定に関するフロー図となります。

独法通則法の改正により、平成27年3月に従来の独立行政法人評価委員会が廃止されまして、各省庁に新たに国立研究開発法人審議会が新設となりました。

また、審議会は、厚生労働省国立研究開発法人に対して、中長期目標の策定、業務実績の評価などについて、科学的知見・国際水準等に即して厚生労働大臣に助言する機関として設置されております。

なお、下の図の右側に記載されておりますとおり、高度専門医療研究評価部会に関する庶務につきましては、昨年度の途中から、医政局研究開発振興課から大臣官房厚生科学課へ

移管されております。このため、本審議会の庶務は全て大臣官房厚生科学課において処理することとなっております。

6 ページを御覧ください。

本審議会に期待される役割について御説明をさせていただきます。

1つ目の○のところですが、国立研究開発法人については、先ほど申し上げましたが、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められてございます。

そのため、2つ目の○にございますとおり、本審議会におかれましては、研究開発領域、研究開発に係る動向、法人のマネジメント等の御知見や御経験を生かして、法人の目標策定・評価等が科学的知見や国際的水準に即したものになるよう、厚生労働大臣の決定に際し御助言をいただくために設置したものでございます。

3つ目の○のところですが、審議会には、国立研究開発法人において、第一の目的である「研究開発成果の最大化」と「適正、効率的かつ効果的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう提言を行っていただくことが期待されております。

また、4つ目の○のところですが、審議に当たっては、研究開発は機械的に効率性を図るだけでは「研究開発の成果の最大化」を促すことにならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的といった様々な観点から総合的に御検討いただくほか、研究開発は創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへの御配慮をいただきますとともに、法人に対する御意見のほか、国による制度運用の改善についても御検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的な貢献をお願いするものでございます。

7 ページを御覧ください。

今年度の審議会のスケジュールについて御説明させていただきます。

本日の第5回国立研究開発法人審議会を終えた後、厚生科学研究評価部会につきましては、医薬基盤・健康・栄養研究所の年度評価について御助言をいただくため、7月31日に厚生科学研究評価部会を開催する予定としております。

また、6NCを担当している高度専門医療研究評価部会につきましては、同様に6NCの年度評価について御助言をいただくため、7月25日、8月7日、8月8日の計3回部会開催を予定してございます。

こちらに関しましては、改めて各事務局から御案内をさせていただきます。

8 ページを御覧ください。

こちらは審議会の進め方のイメージということで、業務実績評価に係るフロー図となっております。

まず事前送付ということで、各委員に法人が作成した自己評価書や補足説明資料等を御送付させていただきます。次に、部会におきまして法人が作成した自己評価書等に基づいてヒアリングを実施し、評価案を審議していただき、部会としての意見を取りまとめてい

たきます。

なお、国立研究開発法人審議会令第5条第6号の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができると思いますので、各部会の意見を踏まえて厚生労働大臣から実績評価を決定する流れとなっております。

以上が審議の進め方となりますが、具体的な審議の進め方は各部会において決めることとしてございます。

以上でございます。

○土岐会長 説明ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、私のほうから1点、今出ているスライドの下から2つ目のところです。部会の議決をもって審議会の議決とすることができるというのは、毎回これでよいかというのを一応この審議会で確認するということになるのでしょうか。

○事務局 いえ、部会の議決をそのまま審議会の議決とすることができるということは既に規定上定められてございますので、部会を開催した後に特に審議会を開催して許可をいただくというようなことは行いません。ですので、今年度の審議会はこれ1回のみとなっております。

○土岐会長 皆様、よろしいでしょうか。この審議会の後、部会がそれぞれで行われるわけですが、それをもって審議会の議決とすることができるとなっております。

それでは、御質問は特にないようですから、次に行きたいと思います。報告事項(2)「国立健康危機管理研究機構について」でございます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いします。

○古川企画官 御説明させていただきます大臣官房総務課企画官の古川と申します。よろしくお願いたします。

去る通常国会に2つの法律を提出させていただきました。一つが1ページ目でございますが、国立健康危機管理研究機構法ということで、国立健康危機管理研究機構を創設するための法律でございます。

具体的には、現在の国立感染症研究所と国立研究開発法人の国立国際医療研究センターを統合して新たな機構をつくるものでございまして、いわゆる設置法でございますので、機構の組織ですとか業務の内容、また、大臣の管理の仕方、監督といったものが規定されておるところでございます。

施行日は、この法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日ということで、さきの通常国会で成立しておりますので、令和8年の6月までには策定しなくてはいけないということになるわけでございます。

2ページ目でございますが、こちらは、国立健康危機管理研究機構の創設に伴った関係法の整備法ということになります。国立健康危機管理研究機構法の施行に伴いまして、具体的には、感染症法ですとか新型インフルエンザ特別措置法、地域保健法といったものを

改正するというものでございまして、こちらの施行につきましても新しい機構の施行の日という形になるということでございます。

では、3ページ目を御覧いただければと思います。

まず、国立健康危機管理研究機構の機能と業務ということでございますが、通称日本版CDCとも言われておりましたが、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省の感染症対策部にいわゆる科学的な知見を提供いたします新たな専門組織といたしまして、先ほど申し上げたように国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合いたしまして、感染症の情報分析・研究・危機対応、さらには人材育成、国際協力、医療提供などを包括的に行う組織というものをつくるということでございます。

当然でございますけれども、感染症法に基づきまして、地域の研究所、地衛研等も密接に連携しながら、全国のサーベイランス情報の集約・分析などを行うとともに、感染有事におきましては政府対策本部が設置されますが、そちらに参加して意見を述べるという形になるということでございます。

具体的な業務といたしましては、こちらの資料の真ん中の辺りでございますが、国立健康危機管理研究機構というところの下を御覧いただければと思いますが、いわゆる総合調整機能、さらには感染症の情報分析、研究、検査、危機対応の機能、さらに国内外の人材育成・派遣、さらには治験ネットワークづくりなどの国際医療協力の機能、さらに病院の総合診療機能、さらには臨床研究推進の機能、さらに、現在も看護大学校がありますけれども、看護師育成の機能といったものを持たせていきたいと思っております。

4ページ目でございますが、法人の形態または大臣の監督等ということでございまして、機構の法人形態につきましては特殊法人ということを考えているところでございます。厚生労働省はもう一つ日本年金機構という特殊法人がございまして、厚労省所管の法人で言うと2つ目の特殊法人になることとなります。

こちらは全額政府出資法人ということで考えてございまして、趣旨目的といたしましては、パンデミック時に政府対策本部の方針にのっとりまして、病原性の高い病原体の検体採取、さらには入院治療等を迅速・柔軟・確実に行えるように平時から備えておくということで、平時から、国の責任の下、質の高い科学的知見を獲得するとともに、厚労大臣による広範な監督権限というものを付与するというようにしてございます。

さらには、感染症の専門家、医師などの高度人材といった者を確保していくということでございまして、海外の研究機関との人材獲得競争を見据えながら、人事・組織などの運営を柔軟に行える組織にしていくということを目的にしているところでございます。

右側の矢印のほうを見ていただきたいと思います。機構に対する大臣の監督ということで、まず理事長1名、副理事長1名、理事9名、監事2名という形の体制にしてございまして、理事長・監事は大臣が任命するわけでございますが、通常、その他の理事につきましては理事長が任命するという形になりますが、こちらは大臣のガバナンスということ

で、副理事長・理事につきましても大臣の認可というものを特別に付与することにしていくところでございます。

さらに、必要に応じまして大臣が理事長に解任命令ができるということ、さらには、外声を聴くという趣旨でございますけれども、理事の中に10年間機構に勤務したことがない要件を満たす方、いわゆる外部理事というものを9名のうち4名設けることを考えているところでございます。※にあるように、この4名の方は感染症対応に知見を有する方などを想定しておりますが、具体的な方々の役割について今後検討していくことになってございます。

さらに、役職員に対して職務忠実義務ですとか誓約書提出義務を設けて、それに違反した場合のいわゆる制裁規程というものを設けることになってございます。

ここの四角で囲ってあるところがこの審議会との関係が深くなるころかなと思っております。

まず、この新しい機構につきましては、6年間の中期目標を大臣が策定いたします。機構はこれに基づきまして、中期目標に基づいた中期計画を策定いただくということになってございます。この中期計画は大臣が認可することになります。その大臣が毎年度業務の実績評価を行うわけでございますが、その際に、研究開発の審議会ですとか独法の評価制度委員会、さらには健康・医療戦略推進本部からの意見聴取等を行うということを考えているところでございます。

もう少し詳細に御説明いたしますが、大臣が中期目標を定める際には、先ほどの健康・医療戦略推進本部、独法評価委員会、さらに研究開発の審議会の意見を聴取するという形になりますが、さらにいわゆる中期目標期間における業務の実施の評価については、まずは研究開発に関する審議会の意見を聞いた上で健康・医療戦略推進本部及び独法評価委員会の評価結果を通知するという形で考えているところでございます。

さらに、通常の報告徴収・立入検査に加えて、監督上必要な命令ができるということも規定しているところでございます。

下の箱でございますが、海外からの優秀な研究者の獲得競争に勝つということでございますが、国際的な研究者を獲得できる処遇というものを実現するために、給与につきましては国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性をしっかりと考慮して処遇を行うという形で考えているところでございます。

最後に5ページ目を御覧いただければと思いますが、法律の審議のときには必ずと言っていいほど立法院のほうから附帯決議がつくわけでございますが、こうした一から六の附帯決議がつけられたということでございます。こちらは御参考でございます。

少し駆け足ではございますが、私からの御説明は以上でございます。

○土岐会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。どうぞ委員の方から御質問があれば受けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、せつかくですので私のほうから、これは今の目標としましては令和7年からということによろしいのですか。

○古川企画官 法律自体は、この機構のスタートにつきましては、この法律が公布された日、つまりは令和5年の6月になるのですけれども、そこから3年を超えない範囲で政令で定める日となっていますので、期日としては8年の6月までになるわけでございます。

ただ、内閣感染症危機管理統括庁ができてからあまり時間を空けるといいうところもありますし、一方で、両法人を1つにするということ、やらなくてはいけないタスクと申しますか、ToDoが非常に多いということもありますので、その辺りのバランスを考えながら検討を進めていきたいなと思っております。

差し当たって7年度の施行というのは一つの目標になるかなと思っておりますが、その辺りはぜひ御相談させていただきながら進めていきたいなと思っております。

○土岐会長 そのときまではこちらの研究開発法人審議会のほうにかかってくるということによろしいのですか。

○古川企画官 まだ詳細は確定しておりませんが、その方向で検討させていただきたいと思っております。

○土岐会長 今後のスケジュールについて大分見えてまいりましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようですので、その他事務局から何かございますでしょうか。

○伯野厚生科学課長 ありがとうございます。

本日の協議事項、そして、報告事項は以上でございます。ありがとうございます。

今後のスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、まずは基盤研の年度評価に御意見をいただく厚生科学研究評価部会というものを7月31日に開催予定とさせていただきます。また、国立高度専門医療研究センターの年度評価に御意見をいただく高度専門医療研究評価部会につきましては、7月25日、8月7日、8月8日に開催する予定でございます。

こちらにつきましては、各部会の事務局のほうから別途御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○土岐会長 ありがとうございます。

大体以上でございますけれども、その他、全般を通じまして委員の先生から御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで閉会にしたいと思います。どうも御参加ありがとうございました。